

林地開発行為変更許可書

岡山県指令治第1号

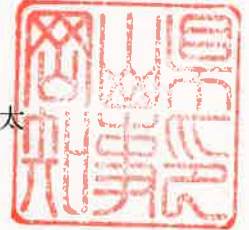
岡山市北区柳町二丁目10番25号
株式会社 フジモト
代表取締役 藤原裕士

令和3年7月5日付けで申請のあった林地開発行為の変更については、森林法第10条の2の規定により次の条件を付して許可します。

令和3年10月20日

岡山県知事 伊原木 隆太

記



開 発 行 為 の 概 要	開発行為に係る 森林の所在場所	岡山市北区下足守字狼谷936番1 外38筆
	開発行為に係る 森林の面積	20.5666ha
	開発行為の目的	土砂採取・残土処理（埋立・改良土生産）
	開発行為の内容	申請書のとおり
	開発行為着手 予定年月日	令和3年10月20日以降
	開発行為完了 予定年月日	令和13年12月31日
許可条件	別紙のとおり	

(教示)

この処分に不服があるときは、処分の通知を受けた日から3箇月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、岡山県知事に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する審査請求をすることができます。

また、この処分については、処分の通知を受けた日から6箇月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、岡山県（訴訟において岡山県を代表する者は岡山県知事となります。）を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分の通知を受けた日から3箇月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

許可条件

- 1 以下の条件に従って開発行為を行わない場合にはこの許可を取り消すことがある。
- 2 工事は別に定める岡山県林地開発工事仕様書により施工すること。
- 3 開発行為に着手したときは、着手届に工程表を添付して、1週間以内に届け出ること。
- 4 当該許可に係る工事期間中、当該工事現場の見やすい場所に林地開発許可標識を掲示すること。
- 5 工事が完了したときは、事業主体による完成検査を行い、完了届に検査報告書（別紙様式）を添付して1週間以内に届け出ること。
- 6 洪水調節池、沈砂池及びこれらの施設への流入措置については、開発行為に先行して施工し、前号による完了届を提出後、関係の県職員による完了確認調査を受けなければ開発（変更）行為に着手してはならない。
- 7 梅雨時期、台風襲来時以前に洪水調節池、沈砂池、水路の確認を行い、必要に応じて浚渫、清掃を行い必要な防災機能を確保すること。
万が一、開発行為区域内から下流の水路、道路等へ土砂等が流出した場合は、速やかに撤去等を行い、流出する以前に有していた水路、道路等の機能を回復すること。
- 8 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。
また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には、施工途中の切土、盛土又は捨土が流出し又は崩壊しないように流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- 9 切土を行った後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、その地盤に滑りが生じないように、杭打ち等を行うこと。
- 10 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。
- 11 傾斜地の盛土にあつては、現地盤の勾配が1:4（15°）以上の場合には、最小高さ50cm、最小幅100cmで段切りを行うこと。
- 12 盛土は30cm以下ごとに水平層にして順次盛り上げ、その層ごとに十分締め固めを行うこと。
- 13 法面の緑化作業は、降雨、降雪時は避け、適期に行うこと。
- 14 関係職員が、開発行為の施行状況調査、完了確認調査等を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 15 開発行為の計画を変更するときは、事前協議を行うとともに許可の変更申請等を行うこと。
- 16 開発行為の着手又は完了の時期を変更しようとするときは、速やかに届け出ること。
- 17 開発行為を2週間以上中止しようとするとき又はこれを再開するときは、1週間前までに届け出ること。
また、中止しようとするときは、県民局長の指示に従い防災措置を講ずること。
- 18 開発行為に係る土地の権利を譲渡するときは、あらかじめ届け出ること。
- 19 開発行為の施工中に災害が発生したときは、適切な措置を講ずるとともに災害発生後1週間以内に届け出ること。
- 20 開発行為を廃止しようとするときは、廃止する日の1週間前までに届け出るほか、知事又は県民局長の指示に従い防災措置を講ずること。
- 21 上記届出書類等の提出部数は、知事に提出するものにあつては2部、県民局長に提出するものにあつては1部とする。
- 22 開発行為の期間が1年を越える場合は、毎年6月末及び12月末現在の施行状況を工事工程表を添付して報告すること。（提出先は 備前県民局森林企画課）